

核兵器なき未来へ

——仏教の平和理念からの考察——

大島京子

はじめに

現在、平和研究の目指す「平和」とは「平和Ⅱ」あらゆる暴力が存在しないもしくは減少している状態」と考えられています。

ここの「あらゆる暴力」とは、国内外における紛争や様々な格差・差別問題、日常生活における言葉による暴力も含めたいじめや虐待・家庭内暴力、また自然災害における防災の不備や被災後の救援対策の遅れといった暴力など、そして、それらの暴力を生み出す要

因も含めた概念として認識されています。

本発表では、「人類の存在を脅かす最大の暴力である核兵器」に着目し、前半では、国際社会が目指す核兵器廃絶への現状と課題について、その概観を述べ、後半では、戸田創働学会第二代会長の「原水爆禁止宣言」と池田SGI（創働学会インタナショナル）会長の核兵器全廃に向けての平和提言をてがかりとして、仏教の平和理念の視点から「核兵器なき未来」創出のための考察をしていきたいと思います。

I 国際社会における核兵器全廃への動向

(1) 国際社会の「核兵器廃絶」への歩み

1945年8月、広島・長崎に原爆が投下され、太平洋戦争が終結、1946年1月、国連初の総会決議は、核軍縮の内容でした。1949年、当時、世界で原爆に対する脅威が認識され始め、フランスの物理学者などが呼びかけて、第1回平和擁護世界大会を開催、同年、ソ連が原爆実験を行い、アメリカに次いで核保有国となるなか、1950年、ストックホルムアピール⁽¹⁾が発表されました。さらに、1954年、アメリカの水爆実験で、日本の漁船第五福龍丸の乗組員全員が被爆、死亡者も出る被害を受けたことを契機として、日本の原水爆反対署名運動をはじめ、世界の反核兵器運動が本格化していきました。反核兵器への行動は市民の側から発信されたといえます。現在の核兵器全廃への機運も市民による国際世論形成が大きな要因といえます。

1955年には、ラッセル・アインシュタイン宣言⁽³⁾

が発表され、1957年には、その宣言に署名した科学者を中心に、パグウォッシュ会議を創設、平和に対する科学者の国際的運動として、特に核兵器廃絶を専門的な立場から話し合い、提言を続け、1993年には、研究書『核兵器のない世界 (A Nuclear-Weapon-Free World)』を出版しています。

冷戦中、米ソによる核兵器開発競争が激化するなか、1962年、米ソ核戦争寸前の状態に陥ったキューバ危機を契機に、世界中が、核兵器による人類滅亡の危機感に見舞われました。その翌年1963年、米ソと1952年に核保有国となっていた英国の三国間で部分的核実験禁止条約が調印され、その後1996年、国連総会において全ての核実験を禁止する包括的核実験禁止条約 (CTBT) が調印されました。1968年に調印された核不拡散条約 (NPT) では、各締約国は、核軍備競争の早期停止と縮小への交渉を行うことを約束しています。当時、原水爆を保有していた米・ソ・英・仏・中を核兵器保有国と限定し、それ以外の非核保有国が核兵器を持つこと、核保有国が非核保有

国に核兵器を譲ることを禁止し、非核保有国には、核物質について国際原子力機構（IAEA）による査察を義務づけています。1995年以降、5年ごとに運用検討会議が開かれています。

1996年、国連の国際司法裁判所（ICJ）は、核兵器に関し「核兵器の威嚇または使用は、武力紛争に適用される国際法の諸規則、そしてとくに人道法の原則および規則に、一般に違反するであろう。しかしながら、…裁判所は、核兵器の威嚇または使用が、国家の存亡そのものがかった自衛の極端な状況のもとで、合法であるか違法であるかをはつきりと結論しえない⁽⁴⁾」と勧告的見解を示しました。

2007年、G・P・シユルツ（米・元国務長官）、W・ペリー（米・元国防長官）、H・A・キッシンジャー（米・元国務長官）、S・ナム（米・元上院軍事委員会議長）の4人は、ウォール・ストリート・ジャーナルに、「核兵器のない世界（A World Free of Nuclear Weapons）」を発表しました。そのなかで「…私たちは、核兵器のない世界を実現するという目標を立て、その目的の達成に求

められる行動を精力的に起こすことを支持する。…」と述べています。⁽⁵⁾

オバマ前米大統領は、その在任期間中、2009年（プラハ）、2013年（ベルリン）、2016年（広島）と核兵器廃絶に関しての演説を行っていますが、プラハ演説「核兵器なき世界（A World without Nuclear Weapons）」のなかで、冷戦終結後も存在する核兵器について、革新的な考えを示しました。核兵器は冷戦が残した最も危険な遺産と指摘したうえで、「…アメリカは核兵器を持つ国として、そして唯一核兵器を使用した核保有国として、アメリカには行動する道徳的責任があるのです。」⁽⁶⁾と述べ、安全保障政策における核兵器の役割を縮小することなどを示しました。

また、核兵器の非人道性を訴え続けている被爆者団体をはじめとして、前述のICJの勧告的意見実現へ尽力した核戦争防止医師の会（IPPNW）および国際反核兵器法律家協会（IALANA）、核兵器禁止条約成立を目指して運動をしている核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）など多くのNGOが核兵器廃絶のた

めの活動を展開し続けています。

日本には国内の政治的宣言として「非核三原則」がありますが、各国・都市・地方自治体での非核兵器宣言や、核兵器廃絶を目指す、世界の都市の平和市長会議もあります。

2016年10月には、軍縮と国際安全保障のための国連総会第1委員会が、「核兵器禁止条約」制定へ向けての交渉会議を開始する決定をしました。

(2) 「核兵器全廃」への対立と矛盾

「核兵器」の問題は、核兵器禁止条約が成立すれば解決するものではありません。核兵器全廃には、国際法による禁止・規制が不可欠です。しかし、全廃・禁止条約が成立しても、核兵器開発の技術・知識・情報は消滅しないし、核兵器全廃・禁止という国際法に違反して、条約国に対立的な国家、また、国家以外の主体が保有・使用する危険もあります。さらに、核物質の管理問題が重要になりますが、その管理・規制が危うくなることも考えられます。また、前述した核兵器全

廃への動きは、国際社会でも大きな潮流になりつつありますが、重要な課題もあります。国際司法裁判所の勧告では、核兵器の使用は人道的に違反と述べつつも、一方で、国家の安全保障という点からは、核兵器使用が違法かどうかの判断はできないとして、国家の核兵器保有の余地を残していること、またシュルツ、キッシンジャーらの提言では「核兵器のない世界」を目指すのは、人道的理由ではなく、政治的・軍事的理由を根拠としている点があるなどの課題があげられます。また矛盾点として、オバマのプラハ演説では「核兵器が存在し続ける限り、アメリカは安全で確実な、かつ効果的な核兵器の備蓄を維持し続ける」として、核兵器のない世界を目指しつつも核抑止論を肯定し核兵器保有を認めていることがあげられます。さらに、唯一の戦争被爆国である日本は、核軍縮・全廃へ向けての共同行動や提案はしつつも、「核兵器禁止条約」への動きには賛同していないといった問題もあります。

「核兵器全廃」は、最終的には「国家」が決断しなく

てはならないことですが、「国家の安全保障」という「国家の論理」のみの延長線上には、真の「核兵器全廃」はなく、個人・市民の側の人道的精神の確立による国際世論の喚起が重要となってきます。

II 核兵器全廃に向けての

SGIの平和行動・平和提言

1957年9月8日、米ソによる核兵器開発競争が激化していくなか、戸田第二代会長が、仏教者として、「原水爆禁止宣言」⁽⁷⁾を発表してから、本年度60年となります。

その精神を継承し、現在、SGIの平和運動は世界的に展開されており、反核兵器に関する活動においては、核兵器廃絶を求める署名運動や、展示制作・開催、被爆体験の書籍出版、DVD（5言語版）の制作・上映会、講演会や会議など、多様なかたちで、核兵器の非人道性を草の根的に訴え続けています。「核兵器なき世界の連帯」展は、ICANと共同制作し、2012年に、IPPNW世界大会（広島）で初公開の後、現在、世界

巡回するなど、SGIは核兵器廃絶へ向け活躍するNGOの国際パートナーとしても活動を展開しています。2016年には、SGI代表団が国際的NGOとして「核軍縮に関する国連公開作業部会」に参加し、作業文書を提出。「核兵器は全ての人々と国家にとって受け入れがたい脅威」であるとし、核兵器の禁止と廃絶を促す法的枠組みを示すことなどを求め、国連総会の公式文書として登録されました。

池田SGI会長は、1978年の「核軍縮及び核廃絶への提唱」と題し、国連軍縮総会に対する提言をして以来、現在まで多くの核兵器全廃に関する提言をしています。2009年の9・8提言「核兵器廃絶へ民衆の大連帯を」⁽⁹⁾の中で、「原水爆禁止宣言」の3つの柱について次のように述べています。

第1の柱は、「われわれ世界の民衆は、生存の権利をもっております。その権利をおびやかすものは、これ魔ものであり、サタンであり、怪物であります」と述べ、核保有の奥底にある国家のエゴ

イズムを厳しく指弾し、指導者の意識変革を強く促した点です。

第2の柱は、「もし原水爆を、いずこの国であろうと、それが勝っても負けても、それを使用したものは、ことごとく死刑にすべきである」と述べ、いかなる理由があろうと、いかなる国であろうと、核兵器の使用は絶対に許されないと明言した点です。

生命尊厳の思想を根幹に据える仏法者として死刑に強く反対していた師が、あえて極刑を求めるかのような表現を用いたのは、核使用を正当化しようとする論理に明確な楔を打ち、その根を断つためでした。

第3の柱は、「核あるいは原子爆弾の実験禁止運動が、今、世界に起こっているが、私はその奥に隠されているところの爪をもぎ取りたいと思う」と述べ、核実験への抗議もさることながら、多くの民衆の犠牲の上で成り立つ安全保障思想の根絶を図らない限り、本質的な解決はありえないこと

を指摘した点です。

そして提言では、核兵器は、人類の生存の権利を脅かすものであり、その生存権を奪う核兵器は絶対悪であること、核兵器保有・使用を必要悪と考える余地を与えてはならないこと、そして、多くの民衆に犠牲を強いる核兵器開発、核兵器に依存する国家の安全保障思想の根絶を主張しています。

さらに「当時、東西の陣営に分かれて、互いの核保有を批判する主張が横行する中で、戸田会長はその迷妄を打ち破り、いかなるイデオロギーにも体制にも偏することなく、人類の名において核兵器を断罪しました」と述べています。

この宣言について、SGI会長は、J・ロートブラット氏との対談の中で「核兵器を『人間性』の次元から洞察し糾弾したものです。核兵器を、人間生命にひそむ『殺』の衝動の産物と捉え、『絶対悪』と見なしたのです。¹⁰」と指摘しています。この「『殺』の衝動」とは「原水爆禁止宣言」にある「爪」と考えられます。

またM・S・スワミナサン氏との対談で「大事なものは『生命尊厳の哲学』であり『平和の哲学』の存在です。…(中略)…『原水爆禁止宣言』は、まさに、全民衆の『生存の権利』を守ることから出発していました。」⁽¹⁾と述べ、「原水爆禁止宣言」が、核兵器の問題をイデオロギーや体制など「国家」次元だけの問題ではなく、より本質的に「人間」の次元として捉えていること、さらに、人類の存続に関わる「生存権」の問題であり、そこに必要なものは、「生命尊厳」「平和」の哲学であることを提示しています。

そして9・8提言の中で、SGI会長は、核兵器廃絶へ向けての具体的手段・方法の提言とともに、核時代に終止符を打つために戦うべき相手は、核兵器でも保有国でも核開発国でもないこと、真に対決し克服すべきは、自己の欲望のためには相手の殲滅も辞さないという「核兵器を容認する思想」であることを指摘しています。

核兵器禁止条約が成立すれば国際法による規制がかり、国家安全保障における核使用の危険度は減少す

ると考えられます。しかし条約成立は最終目的ではなく、通過点だと思います。「核兵器」という大量破壊兵器の使用は、一瞬にして多くの生命を奪い取ってしまう「生存権」に関わる問題です。単に「反核兵器・核兵器全廃」を主張するだけではなく、一人一人の中に「人権尊重」と、生命の尊厳を守り抜くという「生命尊重」の価値観を確立し、その「生命尊重」の価値観を基に「核兵器という最大の暴力を絶対に許さない」という考え方や態度を養い・培うことが、真の意味で「核兵器廃絶」を実現するために、重要な課題といえます。

III 対立と矛盾を超えて

—— 仏教思想を根幹とする

SGIの平和理念

(1) 人間に内在する「生命軽視」と「生命尊厳」の心

戸田第二代会長は「原水爆禁止宣言」の中で、原水爆実験や使用について「私はその奥に隠されているところの爪をもぎ取りたいと思う」と述べていますが、この「爪」について、2007年SGI提言の中でS

G I会長は、「爪」すなわち生命の魔性を生み出す根源悪は、仏法的に言えば、貪、瞋、癡の三毒ともいえます⁽¹²⁾と指摘しています。人間生命にひそむこの三毒は、他者に向かうと修羅界の働きとなり、他者を攻撃し破滅にまで追い込んでいくと捉えられ、「慢」であり「勝他の念」という言葉で表わしています。この「勝他の念」を9・8提言では「自己の欲望のためには相手の殲滅も辞さない」と表現していると考えられます。人間の内面にある貪欲、瞋恚、愚癡、慢の心を認識し、その心を克服、変革することが「核兵器廃絶」にとって、最も重要であると指摘されているといえます。

ここでは、その心の改革について、池田SGI会長の平和提言をてがかりとして、仏教の平和理念について考えてみたいと思います。

SGI会長は、ハーバード大学講演「21世紀文明と大乘仏教」⁽¹³⁾の中で、釈尊の言葉「生けるものどもの心の中に見がたき煩惱の矢が潜んでいるのを見た」(スッタニパータ938)⁽¹⁴⁾を引き、この「矢」を、差異へのこだわりと解釈しています。この「こだわり」は「三

毒」や慢心による他者への差別心を表わしており、差別心は生命の内部にあることを示しています。2000年SGI提言では「その矢を抜くこと、すなわち「こだわり」を克服することこそ、平和創出のための最大のポイントである」⁽¹⁵⁾と述べ、2013年SGI提言では「根源的な迷いが、目に見えない一本の矢となっているため、エゴイズム(自己中心主義)の執着から離れられないでいる」⁽¹⁶⁾と説明しています。この根源的な迷いとは、仏教で説く「煩惱」といえます。2016年には、宗教専門誌『Religions』への寄稿の中で「自分の心に深く潜んだ『見がたき煩惱の矢』の存在に気づき、それを抜き去ることはたやすいものではない」と述べ、釈尊の「すべての者は暴力におびえる。すべての(生きもの)にとって生命は愛しい。己が身にひきくらべて、殺してはならぬ。殺さしめてはならぬ」(タンマパダー30)⁽¹⁸⁾との言葉から、矢を抜き去ることは決して不可能ではないこと、その鍵もまた人間の心の中にあることを指摘しています。

(2) 仏教の「人間観」

〈人間の生き方―菩薩道〉

仏教思想に根ざしたS・G・Iの目指す心の変革・人間の変革は、先に述べた自己の中にある「見がたき煩惱の矢」に気づき、抜き去る行為と考えられます。

次に、この変革の依拠となる、菩薩道という仏教思想について探ってみたいと思います。

菩薩とは一般的に、悟りを求め、努力する求道者とされます。大智度論には「一切衆生のために、生老死を脱するが故に仏道を索む、これを菩提薩埵と名づく」とあり⁽¹⁹⁾ます。

大乘仏教では、自利・利他の修業によって、煩惱のエネルギーを菩提のエネルギーへと転換できると説いています。そして、誰もが三毒などの煩惱を菩提に転換しうる原動力を生命内在の「仏性」に求め、その顕在化を説いています。言い換えれば「仏性」を開き顕すことによって、煩惱を菩提へと転換するということがあり、その方法を大乘仏教では菩薩道として示しています。菩薩道によって自身の「仏性」を顕在化し、

慈悲や智慧で、自他ともの幸福の生き方を貫いていくことが、大乘仏教の実践的理想とされています。

〈非暴力的生き方―不軽菩薩〉

大乘の菩薩の一人として法華経に説かれる不軽菩薩は、「我れは深く汝等を敬い、敢えて軽慢せず。所以はいかん、汝等は皆な菩薩の道を行じて、当に作仏することを得べし」とあり⁽²⁰⁾、出会う人すべてに「仏性」があると認識し、深く尊敬し、それにより自身も仏性を顕在化することを示しています。すべての人に「仏性」がそなわる故に、自他ともにその「生命の尊厳性」を相互に認識することが可能になります。このように「仏性」の顕在化によって、三毒や慢の煩惱を、慈悲、非暴力、智慧、不慢へと転換し、欲望をコントロールすることができるようになると考えることができます。自他ともに「仏性」を顕在化しうる存在として認識し、尊重し、そして相互に関わりあうことが、不軽菩薩的な生き方であり、それは法華経に示される平等観に基づく人間尊厳の実践化ともいえます。

不軽菩薩の生き方とは、非暴力という行動規範の内実化と、他者の生命を尊重する精神の持続と実践により、自己変革を実現し、他者や環境をも変革する生き方であると考えられます。これは、平和の中心概念である「非暴力的生き方」の規範として見る事ができ、ここに仏教とくに大乘仏教の平和理念があると思われる。

(3) 自己変革・社会変革と平和創出

先に述べたような菩薩の生き方が、仏教に根ざした「平和への精神性」の確立につながっていくと見る事ができますが、ここで、現代社会において、その人間の生き方としての菩薩道は、いかなるものか述べてみたいと思います。

「自己変革」は、変革の縦軸であり、「社会変革」は、変革の横軸と見ることができます。平和創出を目指す包括的変革は、縦軸である「自己変革」と、横軸である「社会変革」の双方の展開によって実現されると考えられます。ここでの仏教思想は、菩薩道における「利

他」の実践によって自己変革が可能であり、その変革が重層的に拡大して、社会変革も可能になると捉えられています。つまり、自己の人間変革とその波動による他者の問題への対応・現実の社会問題への具体的且つ積極的な関わりによって社会変革が達成するとし、その結果として、平和創出が可能になると捉えているのです。

おわりに

「平和」の創出・実現について論ずるとき、理想主義の立場か現実主義の立場かといった議論がなされることがあります。理想主義は「絵に描いた餅」などと批判され、現実主義は「結果的に暴力を容認する」などと批判されます。しかし、現在、私たちが抱えている「平和」の創出に向けての課題、ここでは核兵器の問題を取り上げてきましたが、その課題は、それぞれの理念や方法を双方で批判したりすることが許されないほど、深刻です。「理想を掲げること」がそのまま「理想主義」ではないし、「現実を見据えること」がそのまま

「現実主義」ではない。「理想を掲げ、現実を見据えた上での具体的行動」が重要だと考えます。

仏教、特に大乘仏教に根ざす「平和理念」は、ここで述べたそれぞれの「平和理念」の立場も含まれていません。「理想を掲げる」ことも「現実を見据える」ことも、すべての行動主体が人間であると認識し、先に述べた仏教思想に依拠する「人間観」を基にした理念だからです。すなわち、人間の変革を基礎として、社会変革、平和創出が実現するという「人間主義」に根ざした理念なのです。この理念のなかに、真の意味で、「核兵器のない平和な未来」を目指す上での、根幹となる考え方があってはならないかと考えます。

追記 本文中にある「核兵器禁止条約」は70年をこえる被爆者（ヒバクシャ）の思いとNGOの後押しにより、2017年7月7日、国連本部に於いて、122カ国・地域の賛成多数で採択されました。

さらに、同年10月6日、条約成立に尽力した被

爆者団体を含む反核兵器を訴える多くのNGO・市民の代表としてICANへのノーベル平和賞授与が決定しました。

注

(1) ストックホルムアピール「i 私たちは人類に対する威嚇と大量殺戮の武器である原子兵器の絶対禁止を要求します。ii 私たちはこの禁止を保護する厳重な国際管理の確立を要求します。iii 私たちはどんな国であっても最初に原子兵器を使用する政府は、人類に対する犯罪行為を行うものであり、その政府は戦争犯罪人として扱います。iv 私たちは全世界の全ての良心ある人びとに対し、このアピールに署名するよう訴えます」(丸浜江里子『原水禁署名運動の誕生』凱風社357頁から)

(2) この署名運動は、杉並の主婦が始めたといわれ、杉並は「原水爆禁止署名運動発祥の地」とされている。1955年、広島で開催された、第1回「原水爆禁止世界大会」までに3000万人の署名が集まったといわれる。その後、この署名運動の実行委員会が原水爆禁止運動団体となった。

(3) 梅林宏道監修『核軍縮・平和』YEARBOOK 2011 高文研233頁。(本書からの引用はピースデポ訳。以下

- も同様)この原文は、*The Russell-Einstein Manifesto* パグウォッシュ会議Webサイト <https://pugwash.org/1955/07/09/statement-manifesto/> (2017年6月16日閲覧) 参照。
- (4) 前掲書235頁。この原文は、*Legacy of The Use by a State of Nuclear Weapons in Armed Conflict* ICIのWebサイト <http://www.ici-eij.org/doctet/files/957497.pdf> (2017年3月16日閲覧) 参照。
- (5) 前掲書239頁。この原文は、*A World Free of Nuclear Weapons* スタンフォード大学・フーバー協会のWebサイト <http://www.hoover.org/research/world-free-nuclear-weapons-0> (2017年3月16日閲覧) 参照。
- (6) 三浦俊章編訳(2010)『オバマ演説集』岩波書店、115-117頁。この原文は、『Remarks by President Barack Obama in Prague as Delivered』ホワイトハウスのWebサイト <https://obamawhitehouse.archives.gov/the-pressoffice/remarks-president-barack-obama-prague-delivered> (2017年3月16日閲覧) 参照。
- (7) 『戸田城聖全集』第4巻、聖教新聞社、565頁
- (8) この「原水爆禁止宣言」を原点として始まったSGIの平和運動について、同じ年に誕生したパグウォッシュ会議の元会長ロートブラッド博士は、「パグウォッシュ会議は、『核兵器のない世界』と『戦争のない世界』という、戸田氏が開始され、池田会長とSGIの皆さんが受け継いでこられた運動と同じ目標に向かって、
- ともに進んできた」と、私は思っています」(後掲書注10より)と述べている。
- (9) 池田大作「戸田第2代会長生誕110周年記念提言『核兵器廃絶へ民衆の大連帯を』、『聖教新聞』2009年9月8日付
- (10) J・ロートブラッド/池田大作著『地球平和への探求』(潮出版社刊)、聖教新聞社刊『池田大作全集第百十六巻対談』、29頁
- (11) M・S・スワミナサン/池田大作著『緑の革命』と『心の革命』(潮出版社刊)、聖教新聞社刊『池田大作全集第百四十巻対談』、372-373頁
- (12) 第32回「SGIの日」記念提言「生命の変革 地球平和への道標」(2007年1月26日)、聖教新聞社刊『池田大作全集第百五十巻論文』、253頁
- (13) 池田大作「21世紀文明と大乘仏教」ハーバード大学記念講演(1993年9月24日) 聖教新聞社刊『池田大作全集第二巻論文』、423頁
- (14) 中村元訳(1984/1992)『ブッダのことば』岩波書店、203頁
- (15) 池田大作「第25回「SGIの日」記念提言「平和の文化対話の大輪」(2000年1月26日) 聖教新聞社刊『池田大作全集第百一巻論文』、194頁
- (16) 池田大作「第38回「SGIの日」記念提言」(2030年へ平和と共生の大潮流)、『聖教新聞』2013年1月26日・27日付

- (17) 池田大作(2017)「あらゆる差異を乗り越え民衆の大連帯を」『第三文明』2017年1月号、57頁
- (18) 中村元訳(1978/1991)『ブッダの真理のこゝと感動のこゝと』、岩波書店、28頁
- (19) 「大智度論巻第4」「大正新脩大藏經」25巻、86頁。「爲一切衆生。脱生死故索佛道。是名菩提薩埵。」
- (20) 「常不輕菩薩品第20」「大正新脩大藏經」9巻、50頁。「我深敬汝等不敢輕慢。所以者何。汝等皆行菩薩道當得作佛。」

注9、10、11、12、14、15、16、18の引用文はルビを削除した。

〈参考文献〉

- 池田大作(2009)「核兵器廃絶へ民衆の連帯を」、聖教新聞2009年9月8日付
- 池田大作(1996)『法華経の智慧——21世紀の宗教を語る』聖教新聞社
- D・クリーガー、池田大作(2004)「希望の選択」『池田大作全集』、第110巻
- 梅林宏道監修『核軍縮・平和』YEARBOOK 2001～2015 高文研
- NHK取材班(1996)『アメリカの中の原爆論争』、ダイヤモンド社

大芝亮・藤原帰一・山田哲也編(2006)『平和政策』、有斐閣

核軍縮を求める二十二人委員会(1988)『核廃絶と世論の力』、岩波ブックレットNo.120

核軍縮を求める二十二人委員会(1989)『非核三原則の立法化を』、岩波ブックレットNo.143

川田洋一「法華経に見る平和思想」『東洋学術研究』第45巻 第2号

川田洋一「仏教の生命観と人権思想」『東洋学術研究』第50巻 第1号

川田洋一「現代文明と法華経」『東洋学術研究』第51巻 第1号

川田洋一「仏教平和論の特質——文明間対話における仏教の貢献」『東洋学術研究』第52巻 第1号

坂本義和(1999)『核と人間Ⅰ核と対決する20世紀』、岩波書店

坂本義和(1999)『核と人間Ⅱ核を超える世界へ』、岩波書店

豊田利幸(1983)『新・核戦略批判』、岩波書店

豊田利幸・飯島宗一・牧二郎編著(1990)『太平洋の非核化構想』、岩波新書

日本平和学会(2010)『平和研究』第35号「核なき世界」にむけて、早稲田大学出版会

日本国際政治学会編(2011)『国際政治』163「核とアメリカの平和」日本国際政治学会

丸浜江里子(2011)『原水禁署名運動の誕生』、凱風社
三浦俊章編訳(2010)『オバマ演説集』、岩波新書

(おおしま きょうこ)／東洋哲学研究所研究員)